十二　第二種指定電気通信設備接続料規則第十六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承認を受けた二以上の電気通信事業者にあつては、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界

十三　［略］

十四　［略］

［２　略］

第二十四条の四　［略］

２　法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合（出席を求める者がない場合を除く。）を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日（休日数は算入しない。）以上の意見受付期間を設けなければならない。

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

［２・３　略］

４　「接続料対象外費用」の欄には、「音声伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

５　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～４　略］

５　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

２の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

［表略］

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

［２　略］

３　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

［新設］

［十］　［同上］

［十一］　［同上］

［２　同上］

第二十四条の四　［同上］

２　法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日（休日数は算入しない。）以上の意見受付期間を設けなければならない。

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

［２・３　同左］

［新設］

［新設］

２　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２～４　同左］

［新設］

２の２　［同左］

［表同左］

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

［２　同左］

［新設］